国家公務員共済組合連合会定款

(平成27年10月1日)

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 役員(第5条-第16条)

第3章 顧問及び参与(第17条)

第4章 運営審議会(第18条-第28条)

第5章 事業 (第29条-第32条)

第6章 付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率並びに 掛金及び負担金 (第33条-第37条)

第7章 審查会(第38条)

第8章 財務(第39条-第42条)

第9章 運営規則(第43条)

附則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下 「法」という。)に基づき設立された法人であって、国家公務員共済組合 連合会(以下「本会」という。)という。

(目的)

第2条 本会は、法第3条第1項に規定する組合(以下「組合」という。) の事業のうち、法第21条第2項各号に掲げる業務を共同して行うことを 目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第4条 本会の定款に関する公告は、官報に掲載して行う。

第2章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

理事長 1名

常務理事 6名以内

理事 4名

常任監事 2名

監事 1名

2 本会に役員として常務理事のうちから専務理事1名を置くことができる ものとし、理事長が定める。

(理事長)

第6条 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。

(専務理事、常務理事及び理事)

- 第7条 専務理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して業務 を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員の ときはその職務を行う。
- 2 常務理事及び理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び専務理 事を補佐して業務を執行し、理事長及び専務理事に事故があるときは理事 長の職務を代理し、理事長が欠員の場合であって、かつ、専務理事が置か れていないときは理事長の職務を行う。

(常任監事及び監事)

第8条 常任監事及び監事は、業務を監査する。

(任命)

- 第9条 理事長及び常任監事は、財務大臣の任命による。
- 第10条 常務理事及び理事(次条の規定による理事を除く。)は、理事長が財務大臣の認可を受けて任命する。
- 第11条 理事3名及び監事は、組合の事務を主管する者のうちから、理事 長が任命する。

(任期)

- 第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。

(解任)

- 第13条 理事長は、役員が法第31条各号のいずれかに該当するに至った とき(第11条の規定による理事及び監事が、組合の事務を主管する者で なくなったときを含む。)は、これを解任する。
- 2 理事長は、役員が法第32条第2項各号のいずれかに該当するに至った ときは、財務大臣の認可を得て、これを解任することができる。
- 3 理事長及び常任監事の解任については、法第32条の定めるところによる。

(兼業禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に 従事してはならない。

(代表権の制限)

第15条 本会と理事長、常務理事(専務理事を含む。以下同じ。)又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。

この場合には、常任監事又は監事が本会を代表する。

(理事会)

- 第16条 理事長、常務理事及び理事は、理事会を組織する。
- 2 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、これを主宰する。
- 3 次に掲げる事項は、理事会の議に付さなければならない。
 - (1) 第21条第1項各号に掲げる事項
 - (2) その他理事長が業務執行上必要と認めた事項
- 4 常任監事及び監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。 第3章 顧問及び参与
- 第17条 本会に、顧問及び参与若干名を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、本会の事業に関し学識経験のある者のうちから、理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、参与は、会務に参与する。 第4章 運営審議会

第18条 法第35条第1項の規定に基づき本会に置く運営審議会は、国家公務員共済組合連合会運営審議会(以下「運営審議会」という。)という。

(委員)

(名称)

- 第19条 運営審議会の委員(以下この章において「委員」という。)の定 数は次のとおりとし、理事長が組合員のうちから任命する。
 - (1) 組合員を代表する者以外の者である委員 8人
 - (2) 組合員を代表する者である委員 8人

(任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。

(審議事項)

- 第21条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 運営規則の作成及び変更
 - (3) 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
 - (4) 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
 - (5) その他厚生年金保険給付等(法第73条第1項に規定する厚生年金保険給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。)附則第32条第1項及び第37条第1項に規定する給付(厚生年金保険給付に相当する部分に限る。)並びに一元化法附則第41条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)に関する事業、退職等年金給付(法第74条に規定する退職等年金給付をいう。以下同じ。)に関する事業及び福祉事業の運営に関する重要事項

- 2 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて本会の 業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長 に建議することができる。
- 3 第31条及び第32条の事業のうち、組合に関係のない事項については、 運営審議会に付議することを要しない。

(招集)

- 第22条 理事長は、毎年3月及び6月並びに必要に応じ運営審議会を招集 する。
- 2 理事長は、7人以上の委員が審議すべき事項を示して運営審議会の招集 を請求したときは、運営審議会を招集しなければならない。

(議長)

- 第23条 運営審議会に議長を置く。議長は、第19条第1号に掲げる委員 のうちから、委員が選挙する。
- 2 議長は、運営審議会の議事を整理する。議長に事故があるとき、又は議 長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を行う。 (定足数)
- 第24条 運営審議会は、第19条各号に掲げる委員が、それぞれ半数以上 出席しなければ議事を開くことができない。

(議決方法)

第25条 運営審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のと きは、議長の決するところによる。

(代理出席)

- 第26条 委員は、病気その他やむを得ない事由により運営審議会に出席することができないときは、委任により、他の組合員を代理人として出席させることができる。
- 2 前項に規定する代理人は、その旨を証する書面を運営審議会の開会前に 理事長に提出しなければならない。

(議事録)

第27条 運営審議会の議事については、議事録を作り、議長及び議長の指 名する委員2人以内が署名捺印しなければならない。

(会議の運営)

第28条 この章に定めるものを除くほか、運営審議会の議事の手続きその 他運営に関し必要な事項は、理事長が運営審議会に諮って定める。

第 5 章 事業

(長期給付等に関する事業)

- 第29条 本会は、組合員に係る厚生年金保険給付等に関し、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 厚生年金保険給付等の請求書の審査に関する業務
 - (2) 厚生年金保険給付等の裁定及び年金証書の発行に関する業務

- (3) 厚生年金保険給付等の支払に関する業務
- (4) 法第100条第1項に規定する組合員保険料及び負担金の受入れに 関する業務
- (5) 厚生年金拠出金(法第3条第4項に規定する厚生年金拠出金をいう。以下同じ。)及び基礎年金拠出金(同項に規定する基礎年金拠出金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用、法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出(法第102条の3第1項第1号から第3号までに掲げる場合に行われるものに限る。第10号において同じ。)に要する費用並びに厚生年金保険給付等に係る事務に要する費用の計算に関する業務
- (6) 厚生年金保険給付積立金(法第21条第2項第1号ハに規定する厚 生年金保険給付積立金をいう。以下同じ。)の積立てに関する業務
- (7) 厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付等の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務
- (8) 厚生年金拠出金の納付及び法第21条第2項第1号に規定する厚生 年金交付金の受入れに関する業務
- (9) 基礎年金拠出金の納付に関する業務
- (10) 法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第116条の2に規定する財政調整拠出金の受入れ(同法第116条の3第1項第1号から第3号までに掲げる場合に行われるものに限る。)に関する業務
- (11) 厚生年金保険給付等に関する調査及び統計に関する業務
- (12) その他厚生年金保険給付等に関する事業に関し必要な業務
- 2 本会は、組合員に係る退職等年金給付に関し、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 退職等年金給付の請求書の審査に関する業務
 - (2) 退職等年金給付の決定及び年金証書の発行に関する業務
 - (3) 退職等年金給付の支払に関する業務
 - (4) 法第100条第2項に規定する退職等年金分掛金(第37条において 「退職等年金分掛金」という。)及び負担金の受入れに関する業務
 - (5) 退職等年金給付に要する費用、法第102条の2に規定する財政調整 拠出金の拠出(法第102条の3第1項第4号に掲げる場合に行われる ものに限る。第8号において同じ。)及び退職等年金給付に係る事務に要する費用の計算に関する業務
 - (6) 退職等年金給付積立金(法第21条第2項第2号ハに規定する退職等 年金給付積立金をいう。以下同じ。)の積立てに関する業務
 - (7) 退職等年金給付積立金及び退職等年金給付の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務
 - (8) 法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等 共済組合法第116条の2に規定する財政調整拠出金の受入れ(同法第1

16条の3第1項第4号に掲げる場合に行われるものに限る。)に関する業務

- (9) 退職等年金給付に関する調査及び統計に関する業務
- (10) 各事業年度における退職等年金給付積立金の額と法第99条第1項 第3号に規定する地方退職等年金給付積立金の額との合計額及び同号に 規定する国の積立基準額と同号に規定する地方の積立基準額との合計額 の均衡の保持に係る計算に関する業務
- (11) その他退職等年金給付の事業に関し必要な業務 (福祉事業)
- 第30条 本会は、組合員に係る福祉の増進に資するため、次に掲げる事業 を行う。
 - (1) 組合員の医療、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
 - (2) 組合に対する資金の貸付け及び本会が行う事業(前条、この号及び次 条の事業を除く。)に対する資金の貸付けに関する事業
 - (3) その他組合員の福祉の増進に資する事業
 - (4) 前3号に掲げる事業に附帯する事業

(旧令共済年金に関する事業)

第31条 本会は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和25年法律第256号)第8条の規定に基づき、同法第1条に規定する旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合又は外地関係共済組合の組合員であった者に係る給付の決定及び支払に関する業務を行う。

(その他の事業)

第32条 本会は、第29条から前条までに定める事業のほか、法令により特に定められた事業を行うことができる。

第6章 付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率並びに 掛金及び負担金

(付与率)

- 第33条 法第75条第1項に規定する付与率は、1000分の15とする。 (基準利率)
- 第34条 法第75条第3項に規定する基準利率は、1000分の4.9と する。

(終身年金現価率)

第35条 法第78条第1項に規定する終身年金現価率は、法第76条第1項に規定する終身退職年金を受ける権利を有する者の法第78条第4項の規定による年齢に応じ、別表第1に定めるところによる。

(有期年金現価率)

第36条 法第79条第1項に規定する有期年金現価率は、法第76条第1項に規定する有期退職年金を受ける権利を有する者の法第79条第4項に規定する支給残月数に応じ、別表第2に定めるところによる。

(掛金及び負担金)

第37条 退職等年金分掛金の額又は当該退職等年金分掛金に係る負担金の額は、組合員の法第40条第1項に規定する標準報酬の月額及び法第41条第1項に規定する標準期末手当等の額に1000分の7.5を乗じて得た金額とする。

第7章 審査会

- 第38条 本会に、法第103条第1項に規定する審査請求を審査するため、 同項に規定する国家公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)を置 く。
- 2 審査会に書記を置く。書記は、本会の事務に従事する者のうちから、理 事長が任命し、会長の指揮を受けて庶務を整理する。

第8章 財務

(財務)

第39条 本会の財務に関する事項は、法令に定めるもののほか、この章で 定めるところによる。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終 る。

(会計単位)

第41条 本会の会計単位は、本部会計並びに本会の経営する病院及び共済 会館に置く所属所会計とする。

(経理単位)

第42条 本会の経理単位は、厚生年金保険経理、退職等年金経理、業務経理、医療経理、宿泊経理及び保健経理とする。

第9章 運営規則

第43条 本会の業務を行うために必要な事項は、運営規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この変更は、平成27年10月1日から施行する。

(委員の任命の特例)

第2条 運営審議会の委員の任命については、当分の間、第19条中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であった者(組合の運営審議会の委員であった者に限る。)」として、同条の規定を適用する。

(掛金及び負担金に関する経過措置)

第3条 変更後の第37条の規定は、平成27年10月以後の月分の退職等 年金分掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金に ついては、なお従前の例による。

(事業に関する特例)

- 第4条 本会は、第5章に定める業務のほか、経過的長期給付(一元化法附 則第32条第1項に規定する給付(厚生年金保険給付に相当する部分を除 く。)、一元化法附則第36条第5項に規定する給付及び一元化法附則第 37条第1項に規定する給付(厚生年金保険給付に相当する部分を除く。) をいう。以下同じ。)に関し、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 経過的長期給付の請求書の審査に関する業務
 - (2) 経過的長期給付の決定及び年金証書の発行に関する業務
 - (3) 経過的長期給付の支払に関する業務
 - (4) 経過的長期給付に関する負担金の受入れに関する業務
 - (5) 一元化法附則第50条第1項に規定する拠出金の拠出に要する費用の 計算に関する業務
 - (6) 一元化法附則第49条の2に規定する国の組合の経過的長期給付積立金(次号において「経過的長期給付積立金」という。)の積立てに関する業務
 - (7) 経過的長期給付積立金及び経過的長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務
 - (8) 一元化法附則第50条第1項に規定する拠出金の拠出及び一元化法附 則第76条第1項に規定する拠出金の受入れに関する業務
 - (9) 経過的長期給付に関する調査及び統計に関する業務
 - (10) その他経過的長期給付の事業に関し必要な業務
- 第5条 前条の場合における第16条、第21条、第30条第2号、第38条及び第42条の規定の適用については、第16条第3項第1号中「第21条第1項各号」とあるのは「附則第5条の規定による読替え後の第21条第1項各号」と、第21条第1項第5号中「事業及び」とあるのは「事業、附則第4条に規定する経過的長期給付に関する事業及び」と、第30条第2号中「及び次条」とあるのは「、次条及び附則第4条」と、第38条第1項中「第103条第1項」とあるのは「第103条第1項(被用者年金制度一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行とび国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号)第14条第1項及び第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、第42条中「退職等年金経理」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理」とする。

附則

- 1 この変更は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成2 8年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及

び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成29年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成3 0年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及 び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 変更後の別表第1の規定は、令和元年10月以後の終身年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される終身年金現価率については、なお 従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和2年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附則

- 1 この変更は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 当分の間、国家公務員共済組合連合会定款(平成27年9月30日共済連本総第207号。以下この項において「定款」という。) 第42条に規定する退職等年金経理は、国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)第9条の3第2項各号に掲げる方法(第1号に掲げる方法にあっては、同条第1項第2号に掲げる方法に限る。)により運用を行っている資産を、定款第30条第2号に掲げる事業に関する取引を経理する経理単位に寄託することができる。

附則

- 1 この変更は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和4年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附則

- 1 この変更は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和5年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附則

- 1 この変更は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和6年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和7年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

別表第1 (第35条関係)

15.628574

96歳

74 歳

別 农	(第 3 3 未 例				
年齢	終身年金 現価率	年齢	終身年金 現価率	年齢	終身年金 現価率
59 歳	26.980722	81 歳	10.663251	103 歳	2.021995
60 歳	26.215424	82 歳	10.001870	104 歳	1.889439
61 歳	25.452264	83 歳	9.357655	105 歳	1.774636
62 歳	24.691810	84 歳	8.732880	106 歳	1.668736
63 歳	23.934638	85 歳	8.130117	107 歳	1.570816
64 歳	23.181075	86 歳	7.552070	108 歳	1.479869
65 歳	22.431306	87 歳	7.001497	109 歳	1.394577
66 歳	21.685779	88 歳	6.480838	110 歳	1.312753
67 歳	20.911878	89 歳	5.991881	111 歳	1.229796
68 歳	20.142525	90 歳	5.535203	112 歳	1.134451
69 歳	19.378029	91 歳	5.110378	113 歳	0.996207
70 歳	18.619149	92 歳	4.717915	114 歳	0.725608
71 歳	17.865574	93 歳	4.351865	115 歳以上	0.541362
72 歳	17.116193	94 歳	4.013132		
73 歳	16.370358	95 歳	3.701986		

3.419127

75 歳	14.892329	97 歳	3.162091
76 歳	14.163407	98 歳	2.926801
77 歳	13.442949	99 歳	2.711423
78 歳	12.731399	100 歳	2.514382
79 歳	12.029779	101 歳	2.334372
80 歳	11.339818	102 歳	2.170409

別表第2 (第36条関係)

支 発 残 数	有期年金 現価率	支給 残月 数	有期年金 現価率	支給 残月 数	有期年金 現価率	支給 残月 数	有 期 年 金 現 価 率
1月	0.083299	61 月	5.018671	121 月	9.834883	181 月	14.534813
2 月	0.166531	62 月	5.099893	122 月	9.914144	182 月	14.612160
3 月	0.249763	63 月	5. 181115	123 月	9.993405	183 月	14.689508
4 月	0.332926	64 月	5.262271	124 月	10.072601	184 月	14.766792
5 月	0.416090	65 月	5.343427	125 月	10.151798	185 月	14.844076
6 月	0.499186	66 月	5.424516	126 月	10.230930	186 月	14.921298
7 月	0.582282	67 月	5.505606	127 月	10.310062	187 月	14.998519
8 月	0.665311	68 月	5.586630	128 月	10.389129	188 月	15.075678
9 月	0.748339	69 月	5.667654	129 月	10.468197	189 月	15.152836
10 月	0.831300	70 月	5.748611	130 月	10.547200	190 月	15.229932
11 月	0.914260	71 月	5.829569	131 月	10.626203	191 月	15.307027
12 月	0.997154	72 月	5.910461	132 月	10.705142	192 月	15.384060
13 月	1.080047	73 月	5.991353	133 月	10.784081	193 月	15.461093
14 月	1.162873	74 月	6.072179	134 月	10.862955	194 月	15.538063
15 月	1.245698	75 月	6.153005	135 月	10.941830	195 月	15.615034
16 月	1.328457	76 月	6.233765	136 月	11.020640	196 月	15.691941
17 月	1.411215	77 月	6.314525	137 月	11.099450	197 月	15.768849
18 月	1.493906	78 月	6.395220	138 月	11. 178196	198 月	15.845693
19 月	1.576597	79 月	6.475914	139 月	11. 256943	199 月	15.922538
20 月	1.659220	80 月	6.556543	140 月	11.335624	200 月	15.999321
21 月	1.741844	81 月	6.637171	141 月	11.414306	201 月	16.076103
22 月	1.824400	82 月	6.717734	142 月	11.492924	202 月	16.152823
23 月	1.906956	83 月	6.798297	143 月	11.571542	203 月	16.229542
24 月	1.989445	84 月	6.878795	144 月	11.650096	204 月	16.306200
25 月	2.071934	85 月	6.959292	145 月	11.728650	205 月	16.382857
26 月	2.154356	86 月	7.039724	146 月	11.807140	206 月	16.459452
27 月	2.236778	87 月	7.120156	147 月	11.885630	207 月	16.536047
28 月	2.319133	88 月	7.200522	148 月	11.964056	208 月	16.612579
29 月	2.401487	89 月	7.280889	149 月	12.042482	209 月	16.689112
30 月	2.483775	90 月	7.361189	150 月	12.120844	210 月	16.765582
31 月	2.566063	91 月	7.441490	151 月	12.199206	211 月	16.842052

32月2	2.648283	92 月	7.521726	152 月	12.277504	212 月	16.918460
33月2	2.730504	93 月	7.601961	153 月	12.355803	213 月	16.994868
34月2	2.812658	94 月	7.682132	154 月	12.434037	214 月	17.071213
35月2	2.894811	95 月	7.762302	155 月	12.512272	215 月	17.147559
36月2	2.976898	96 月	7.842407	156 月	12.590443	216 月	17.223843
37月3	3.058985	97月	7.922512	157 月	12.668614	217 月	17.300126
38月3	3.141005	98 月	8.002551	158 月	12.746721	218 月	17.376347
39月3	3.223025	99月	8.082591	159 月	12.824828	219 月	17.452569
40月3	3.304978	100月	8.162565	160 月	12.902872	220 月	17.528728
41月3	3.386931	101月	8.242540	161 月	12.980915	221 月	17.604887
42月3	3.468817	102 月	8.322449	162 月	13.058895	222 月	17.680985
43 月 3	3.550704	103 月	8.402359	163 月	13.136875	223 月	17.757082
44 月 3	3.632524	104 月	8.482203	164 月	13.214792	224 月	17.833117
45 月 3	3.714343	105 月	8.562047	165 月	13.292708	225 月	17.909153
46 月 3	3.796096	106 月	8.641826	166 月	13.370561	226 月	17.985126
47月3	3.877850	107 月	8.721606	167 月	13.448414	227 月	18.061099
48月3	3.959536	108月	8.801320	168 月	13.526204	228 月	18.137011
49月4	4.041223	109 月	8.881034	169 月	13.603994	229 月	18.212922
50月4	4.122843	110 月	8.960684	170 月	13.681720	230 月	18.288772
51月4	4.204463	111月	9.040333	171 月	13.759446	231 月	18.364622
52月 4	4.286016	112 月	9.119917	172 月	13.837109	232 月	18.440410
53月4	4.367570	113 月	9.199502	173 月	13.914772	233 月	18.516198
54月4	4.449057	114 月	9.279022	174 月	13.992372	234 月	18.591924
55月4	4.530544	115 月	9.358541	175 月	14.069972	235 月	18.667650
56月4	4.611965	116 月	9.437996	176 月	14.147509	236 月	18.743315
57月4	4.693385	117 月	9.517451	177 月	14.225045	237 月	18.818979
58月4	4.774740	118 月	9.596842	178 月	14.302519	238 月	18.894582
59月4	4.856094	119 月	9.676232	179 月	14. 379992	239 月	18.970185
60月 4	4.937383	120 月	9.755557	180 月	14.457403	240 月	19.045727